

◎受傷事故発生に伴う責任に関する判例

(1) 民法第 415 条に関する判例

○宮崎市消防訓練事故事件

救助訓練中に、訓練事故がもとで死亡した消防職員の遺族が、安全配慮義務を根拠として、市を被告として損害賠償請求をした事件。

<事故概要>

救助訓練中（障害突破）、訓練塔の足場から他の訓練塔へのロープを渡すため、ロープを後方へ大きく振り上げて投げる瞬間、足場にある塔の筋交いにロープが接触し、そのはずみで体のバランスを失い7mの高さから落下し、死亡したものの。

<判決抜粋>

- ・ 地方公共団体は所属の地方公務員に対し、地方公共団体が公務遂行のために設置すべき場所、施設もしくは器具等の設置管理又は公務員が上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあたって、公務員の生命及び健康等を保護するよう配慮すべき義務を負っているものである。
- ・ 安全配慮義務の具体的内容は、公務員の職種、地位及び安全配慮義務が問題となる具体的状況によって異なるべきものである。とくに消防職員などのように業務の性質上危難に立ち向かいこれに身を曝さなければならない義務のある職員は、業務上現実の履行が求められる火災現場の消火活動、人命救助など現在の危難に直面した場合において使用者である地方公共団体に自己の身を守るべき安全配慮義務を強く求めることはできない。
- ・ しかし、通常の火災予防業務、一般訓練、消防演習時などのように前示危難の現場から遠ざかれば遠ざかるほど安全配慮義務が強く要請されるのであって、要するに危難との距離と安全配慮義務の濃淡とが相関関係にあると考える。
- ・ 危難に立ち向かう職員が危難現場において臨機の行動をとりその職務を全うできるようその使用者は、十分な安全配慮をなした訓練を常日頃実施すべき義務がある。

（宮崎地判 昭 57. 3. 30）

(2) 国家賠償法に関する判例

○繁藤災害国家賠償請求事件

大規模な山崩れによって、救助作業に従事中の消防団員ら 60 名が死亡した事故に関して、消防団副団長らの不法行為責任が問われた事件。

<事故概要>

昭和 47 年 7 月 5 日、高知県香美郡土佐山田町繁藤地区（現香美市土佐山田町）で、集中豪雨による土砂崩れで生き埋めになった消防団員 1 人の救出作業中、追廻（おいまわし）山中腹附近が幅 170m、長さ 150m、高低差約 90m、崩落土量約 10 万 m³の規模で大崩落し、救出作業に従事していた者及びこれを見守っていた者等が生き埋めとなり、結果として消防団員らを含む 60 人の死者を出す大災害事故となったもの。

<判決概要>

・消防団副団長は、当時の集中豪雨の状況から、十分な警戒監視体制をとり周到な避難措置を講じておくべき職務上の義務があったのにこれを怠ったため、事前に崩壊の危険を察知し対処することができず、その結果本件災害が発生した。（一審・高知地判 昭 57. 10. 28）

・消防団副団長には当時の状況の下では大規模な地すべりの発生を予見することは困難であり、警戒監視体制をとり避難措置を講じておくべき義務はない。（控訴審・高松高判 昭 63. 1. 22）

・最高裁で和解が成立（平成 3. 9. 5）

○消防団消防自動車事故事件（豊橋市）

市消防団員が火災現場に出場中、運転者の過失により消防車が転倒し、その下敷きとなり死亡した。遺族が、市に対して国家賠償法により、損害賠償請求をした事件。

<事故概要>

消防自動車に乗車して火災出動中、市内の県道で、対向車を避けるため消防車を運転していた同僚の消防団員がその運転を誤り、左側の道路から約八メートル下の水田に転落し、その消防車の下敷きとなり、死亡したものの。

<判決抜粋>

・市は消防自動車の運行供用者であり、また消防自動車を運転していた者は市の特別地方公務員（消防団員）であるところ、本件事故は市の公務出動中に発生したものであるから、被告は国家賠償法第 1 条第 1 項、自動車損害賠償保障法第 3 条、民法第 715 条による責任がある。

（名古屋地判 昭 44. 12. 17）

（3）刑法第 211 条に関する判例

○宮崎市消防訓練事故事件

当該事故により死亡した職員の上司である消防署長が業務上過失致死罪により罰金 10 万円の略式命令により処せされた。

<事故概要> （1）と同じ

<判決抜粋>

・消防署長は、署の事務を統括し、所属の消防署員を指揮監督する業務に従事しており、特別救助隊員に対して反復してロープブリッジの訓練を行わせていたが、本件のような高所の訓練では死傷者事故発生のおそれがあったのであるから、安全用の網を張る等して訓練中の特別救助隊員が誤って転落しても負傷等をしない措置をとり、またかかる措置がとれない以上訓練は厳に差し控えるべき業務上の注意義務がある。消防署長は上記注意義務を怠り、特別救助隊員の転落はないものと轻信し、何ら安全用の網を張る等の措置をとらないまま漫然とロープブリッジの訓練をさせた過失がある。（宮崎簡裁 昭 53. 1. 6）